

折笠正治議員に対する議員辞職勧告決議

今般、折笠正治議員が暴力行為により、二度にわたって逮捕されていたことが明らかとなり、本人も認めている。

現職の市議会議員が逮捕されたことが新聞等によって大きく報道され、逮捕された事実を伏せたまま職務を続けていたことは、市民に強い衝撃を与えたばかりでなく、本市議会の名誉を傷つけるとともに、市民の信頼を損ねることとなった。

相模原市議会基本条例第6条においては、「議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するもの」などを規定している。

今回の折笠正治議員の行為は、この条文に反するものであると同時に、社会的、道義的に自らを厳しく律しなければならない議員としての規範にも反しており、到底看過することはできない。

今回の不祥事によって本市議会や市民に対して、その信頼を失墜させた責任を真摯に受け止め、議員自ら辞職を申し出るべきと考えるが、残念ながら現在に至ってもその申し出はない。

事件発覚から時間を要してしまい、更に市民の不信を招いたことに対しては、議会としても改めて襟を正していかなければならないと、自戒とともに表明するものである。

よって、本市議会は、折笠正治議員に対して、速やかに議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

令和8年6月30日提出

提出者 相模原市議会議員 渡 部 俊 明

提出者 相模原市議会議員 森 繁 之

提出者 相模原市議会議員 後 田 博 美

提出者 相模原市議会議員 臼 井 貴 彦

提出者	相模原市議会議員	こさわ	隆	宏
提出者	相模原市議会議員	長谷川	くみ子	
提出者	相模原市議会議員	羽生田		学
提出者	相模原市議会議員	小	林	たかみち